

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当(育成)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	37	
番号法別表第2の項	57	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)	荒川区児童育成手当条例(昭和46年10月20日条例第24号)
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当(育成)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		荒川区児童育成手当条例・同施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	荒川区児童育成手当条例 第6条・同施行規則 第7条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	荒川区児童育成手当条例第6条の児童育成手当(育成)の受給資格等の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	荒川区児童育成手当条例 第4条2項(1)・同施行規則 第1～6条
情報提供者	市区町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	荒川区児童育成手当条例 第4条・同施行規則 第1～6条
情報提供者	市区町村長	市区町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	荒川区児童育成手当条例 第8条・同施行規則 第10条
事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	荒川区児童育成手当条例第8条の児童育成手当(育成)の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 口	荒川区児童育成手当条例 第8条・同施行規則 第10条
情報提供者	市区町村長	市区町村長

提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 二	荒川区児童育成手当条例 第8条・同施行規則 第10条
情報提供者	市区町村長	市区町村長
提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	荒川区児童育成手当条例同施行規則 第13条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	荒川区児童育成手当条例施行規則第13条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 口	荒川区児童育成手当条例第4条2項2 同施行規則 第6条1項
情報提供者	市区町村長	市区町村長
提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 二	荒川区児童育成手当条例同施行規則 第13条5項および第7条8項
情報提供者	市区町村長	市区町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	荒川区児童育成手当条例同施行規則 第13条1項および第7条1項
情報提供者	市区町村長	市区町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--